

「まん延防止等重点措置」解除後の市有施設の使用 及び  
市主催の行事・イベント等の開催について

令和4年3月5日

飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 方針

一定程度の新規陽性者数が存在し、依然として感染警戒レベルが高くなっているが、流行しているオミクロン株の特徴や今までの知見を活用しながら、段階的に社会活動を再開させる。

2 今後の対応

市有施設の使用及び市主催の行事・イベント等の開催については、以下のとおりとする。適用開始日は3月7日（月）または施設の準備が整い次第。

**○市有施設の使用**

【従前】

レベル	対 応
5	原則休館
4	定員の半分の利用に限り、使用可
1～3	感染予防対策を徹底のうえ、使用可

【変更後】

レベル	対 応
6	原則休館 注) 感染状況により、屋外施設や入場制限可能な観覧施設は開館する 場合がある
5	屋外施設：使用可 屋内施設：定員の半分 かつ 2時間以内の利用に限り、使用可 注 1) 学校施設の体育館や校庭、美術博物館プラネタリウムは原則使用不可 注 2) 施設によっては、使用者の制限を設ける場合あり
4	屋外施設：使用可 屋内施設：定員の半分の利用に限り、使用可
1～3	感染予防対策を徹底のうえ、使用可

※感染の状況により、閉館とする場合あり

**○市主催の行事・イベント等**

【従前】

レベル	対 応
5	中止または延期 ※オンライン等感染リスクがないものを除く
4	屋外行事：制限なし 屋内行事：定員の半分の人数上限として実施
1～3	感染予防対策を徹底のうえ、実施

【変更後】

長野県の開催基準に準ずる

レベル	対 応
1～6	○参加者数が5000人超 かつ 収容率50%超の行事・イベント →「感染防止安全計画」を県に提出したうえで実施 ※飯田市は屋内のみでなく屋外の行事・イベントについても提出を求める ○その他の行事・イベント →「イベント開催時のチェックリスト」を作成・公表のうえ実施

※感染の状況により、開催方法の変更や開催の中止または延期とする場合あり